

屋久島町「まちなかチケット」発行事業に関するQ&A集（町内事業者向け）

| 番号 | カテゴリー  | 質問                                 | 回答  |
|----|--------|------------------------------------|---|
| 1  | 取扱店の登録 | 取扱加盟店の登録に費用はかかりますか。                | 登録費用は、発生しません。   |
| 2  | 取扱店の登録 | 取扱店の登録はいつまでですか。                    | 本事業の実施期間中は、随時登録を受け付けています。   |
| 3  | 取扱店の登録 | どのような業種が登録可能ですか。                   | 業種は限定していません。<br>ただ、「屋久島町内に事業所、施設または店舗等があり、本町内のみのお店等において商品券の使用を制限できる事業所」であることを条件とします。  |
| 4  | 取扱店の登録 | 登録後は何が郵送されてきますか？                   | 10月下旬を目途に、以下の2点をお送りします。<br>①「まちなかチケット」取扱店登録証明書（A4）<br>②レジ前ポップ   |
| 5  | 取扱店の照会 | 取扱店を知ることはできますか。                    | 町公式HPをご確認ください。随時、最新情報にアップデートしていきます。   |
| 6  | 商品券の取扱 | 商品券利用時にお釣りは出せますか。                  | 商品券の券面金額の合計額が役務の提供の対価を上回る時は、商品券の利用者に対し、当該対価を上回る額に相当する金銭の支払は行いません。<br>よってお釣りは出ません。   |
| 7  | 商品券の取扱 | 商品券の偽造が疑われる場合はどのように対応したらよいですか。     | 偽造が疑われた場合は、商品券を受領せず、屋久島町政策推進課に報告してください。   |
| 8  | 商品券の取扱 | 利用者から商品券を受け取った後は、その商品券をどうしたらいいですか。 | ①利用者から受け取った商品券（使用済み商品券）の「本券」と「半券」を切り離してください。<br>②本券は、換金請求の際に必要となりますので、換金請求するまで大切に保管してください。<br>③半券は、使用済み商品券を換金するにあたり、万が一金額に差異があった場合に照合のため必要となりますので、入金完了を確認するまで大切に保管してください。 |
| 9  | 商品券の換金 | 換金請求の方法を教えてください。                   | 「屋久島町まちなかチケット取扱店募集要項」の4ページ目をご参照ください。  |

屋久島町「まちなかチケット」発行事業に関するQ&A集（町内事業者向け）

| 番号 | カテゴリー  | 質問                | 回答  |
|----|--------|-------------------|---|
| 10 | 商品券の換金 | 換金請求後、いつ振り込まれますか？ | 「屋久島町まちなかチケット取扱店募集要項」の4, 5ページ目をご参照ください。   |
| 11 | 商品券の換金 | 商品券の換金期限を教えてください。 | 換金期限は、令和4年2月28日（月）です。<br>換金期限を過ぎた換金請求は行えません。この場合の損失は、取扱店の責任となります。<br><br>※使用期限は、令和4年1月31日（月）です。 |